

(続紙 1)

京都大学	博士（教育学）	氏名	山口 刀也
論文題目	「基地の町」の教師たち ― 朝鮮戦争期の岩国における教育と政治の関係 ―		
（論文内容の要旨） 本論文は、1951 年から 53 年にかけての山口県岩国市における 3 人の教師を対象として基地問題が深刻化するなかでの教育のあり方を歴史的に研究したものである。 第 1 章では川下中学校の国語教師・恩田操の教育実践を生活綴方運動との関係で検討している。1952 年 4 月のサンフランシスコ講和条約発効の時期から恩田は綴方を通して学校すぐ近くに位置する基地を考えさせる試みを始める。恩田の編集した学校文集『デルタ』には岩国基地から飛び立つ爆撃機を見て「あのバクダンもいつか朝鮮でばくはつしてたくさんの人を殺してしまうのだ」と朝鮮人の悲劇に思いを寄せるもの、基地周辺で売買春に従事する女性たちを「パンパン」として見くだすもの、基地に働く自分の父が整理解雇されないかと心配するものなど多様な経験が含まれていた。本論では『デルタ』の精緻な分析を通じて、恩田が基地問題に対する特定の見方を称揚するのではなく、子どもが基地をどう見ているのかを互いに知らせあうことで自らの見方を相対化し、「公正」な見方を確立するプロセスを重視していた。 第 1 章補論では清水幾太郎らが 1953 年 4 月に出版した『基地の子』を取り上げている。同書では恩田の指導した綴方も掲載しているが、文集『デルタ』が教室というミクロな空間で自らの見方を相対化する契機を重視したのに対して、一大ベストセラーとなった『基地の子』では米兵による蹂躪から日本「民族」の「純潔」「純血」を守れというメッセージを印象づけるために綴方を利用し、反基地運動に大衆を動員しようとする性格が強かった。 第 2 章では、岩国小学校の教師だった中原ゆき子の活動について、女性の権利擁護という観点から着目している。中原は男子児童生徒による女子児童生徒への性暴力が頻発する実態に接して「子供たちの人間そのもの」が損なわれつつあるという強い危機感を抱くとともに、もっぱら女性の側に性的規範の遵守を求める「純潔教育」の限界を認識した。1952 年夏には売春に従事する女性たちとの懇談を重ねたうえで、山口県教組岩国支部婦人部長として日本教職員組合婦人教員研究協議会で「パンパンの実態」について報告、「女の肉体」の「商品化」と「日本人全体への軽侮」と貧困が重なる現実を根底から変革する必要を説いた。 第 3 章では岩国市愛宕小学校長の校長であった大岡昇の役割について教職員組合運動とのかかわりで着目、1952 年 4 月に愛宕小学校の女子児童が性的暴行を受けた上に殺害された事件が発生、さらに同年 6 月に基地拡張のための民有地接收計画が明らかにされるなかで、愛宕小学校として地域社会の調査に乗り出すとともに、恩田操を講師に招いて生活綴方の研究会を開いた。さらに山口県教組岩国支部の副部長・文化部長であった大岡が山口県教組の委嘱を受けて 1953 年 3 月に「平和教育研究会」を開催、社会科補助单元と生活綴方の手法を組み合わせる基地社会に根差した平和教育のあり方を追求し、さらに県教育委員会など教育行政機構の現状認識が不十分であり、「現場教師の苦しみ」を知らないという問題を指摘した。 以上の章では 3 人の教師の取り組みを中心に論じたのに対して、第 4 章・第 5 章ではこれらの教師たちが否応なく巻き込まれた政治的対立について論じている。 第 4 章では、土地接收にかかわる行政と農民と教師ら労働組合関係者との関係について論じている。1953 年 1 月、農民たちは岩国市の労働組合の連合体である岩国地区労働組合協議会（岩国地区労）の助力をえて陳情書を作成、戦争中に空軍基地建設の			

ために土地を奪われて空襲により家族を失ったうえに、今また米ソ対立のために土地を接収されるのは「人間の本性」として耐えがたいと訴えた。恩田がこれらの農民を地区労に仲介する役割をはたしたほか、中原は地区労と農民の会合に参加、大岡ら愛宕小学校の教師も土地接収反対の署名集めなどに参加した。土地接収が子どもたちの生活基盤破壊に直結するための行動だったものの、行政により要注意教師としてマークされることになった。

第5章では、行政が岩国市ローカルな問題を山口県レベル、さらに全国レベルの問題へとせりあげながら、恩田・中原・大岡らの試みを政治的に「偏向」した教育としておとしめ、逼塞させていったプロセスを描いている。1953年3月、義務教育学校職員法案の国会上程をめぐって山口県教育委員会と山口県教組が激しく対立する状況において山口県教委は岩国市教委を介して大岡ら組合幹部の思想を調査し、人事干渉を図った。さらに、恩田の作成した学校文集の「偏向」を批判しようと点検した。これらの試みがいずれもうまくいかなかったために、山口県教委は、山口県教組の配布した「小学生日記」「中学生日記」の欄外に記された文章が政治的に偏向していると攻撃、この「山口日記帳事件」を重要な手がかりとして1954年に「義務教育における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」を成立させた。この政治的キャンペーンにより恩田・中原・大岡らの試みもあたかも「偏向」しているかのようなイメージが流布され、さらなる教育的探究の可能性を阻害されることになった。

(論文審査の結果の要旨)

本論文の対象である朝鮮戦争期の山口県岩国市では、朝鮮戦争にかかわる前線基地として灯火管制がしかれ、連合軍兵士相手の売買春業者を囲い込む赤線地帯が設けられた。学校で学ぶ子どもたちのなかにはアジア太平洋戦争で親族を失った者も少なくないにもかかわらず、再び戦争の惨禍に巻き込まれるかもしれないという恐怖が広がる状況のなかで、教師がなしうること、なすべきことは何か。本論文では恩田操、中原ゆき子、大岡昇という3人の教師に焦点をあてて、模索の跡をたどっている。

本論文の功績として第一に挙げるべきは、これまでほとんど知られてこなかった3人の教師の試みと教育行政にかかわる未公開資料を丹念に調査・収集・分析したことである。具体的には恩田操の編集した学校文集『デルタ』、中原ゆき子を中心となって作成した日教組婦人教員協議会における報告書、大岡昇の日記、および大岡が校長を務めた愛宕小学校の学校文集や研究会報告書、岩国市教委、岩国労政事務所の行政文書などを新たに見出して駆使することにより、愛宕小学校の女子児童が性暴力を受けて殺害されるなど朝鮮戦争期の岩国市の子ども・教師たちが直面した現実の苛酷さを浮き彫りにしている。

第二に指摘すべきは、戦後日本における教育運動史研究に新たな局面を切り拓いたことである。戦後日本の教育運動は文部省 vs 日教組という対立軸を中心として描かれがちであった。かつてはもっぱら文部省の施策を批判する評価がデフォルトであったのに対して、近年になって森田尚人らが山口県教組、岩国市教組の試みを含めて日教組による教育の政治主義的利用を問題視する論を提起している。本論文ではこのどちらも一面的なものとして批判し、3人の教師が政治的に「偏向」した教育を行なっていたというイメージは行政により意図的に作りだされたものであること、むしろあまりにも苛酷な現実直面していたがゆえに教育の政治主義的利用に自覚的な距離をとっていたことを明確化した。さらに、文部省 vs 日教組という図式を越えて教職員組合運動と基地反対運動、生活綴方運動、女性の権利擁護運動など多様な社会運動とのかかわり合いを明らかにした。

第三に、岩国市というローカルなレベル、山口県のレベル、ナショナルなレベル、さらに米ソ冷戦という世界的なレベルの関係性に注意を払い、岩国市ローカルな次元での交渉や創意工夫の余地を閉ざしながらより上位の次元での政治的対立へと還元していく動きを教育の政治化という概念で把握し、教育の「中立性」を確保するという名目で文部省や教育委員会が「上から」教育を政治化する一方、日教組の側における対抗的な教育の政治化がナショナルな次元での対立へとエスカレートさせ、ローカルな次元での交渉や創意工夫の余地を狭めていった過程を鮮明にした。

以上に記したように、本論文は限られた時期(1951-1953年)の限られた地域(岩国市)を対象としながらも、新発見の一次資料を駆使して個々の教師の思考と言動、山口県、および岩国市の行政当局の対応について厚い記述を試みることにより、教育と政治の関係にかかわる普遍的な問題に肉薄している。この点は本論文の学術的な価値として大いに評価できるところである。

もちろん、そこに不十分な点がないわけではない。第一に新発見の資料を多数利用しているにもかかわらず、それぞれの資料の由来と性格や資料調査の範囲についてかならずしも十分な説明を行っていないこと、第二に教育の政治主義的利用や教育の政治化という分析概念について、分析のための概念と資料上の用語との関係づけについて十分に整理しきれていない部分があること、第三に基地反対運動と教職員組合運動、生活綴方運動、女性の権利擁護運動が相互に順接的に重なり合う場面に着目するあまり、これらの運動の内部にはらまれた緊張関係や対立についてはほとんど論じられていないことなどである。

しかし、口頭試問の過程において、本人もこうした問題は十分に自覚し、今後の課題としていることから、本論文の価値を貶めることにはならないことが確認された。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和6年8月2日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、（期間未定）当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降